

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人結い福社会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人結い福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する役員等の出席に要する費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会
- (2) 監査
- (3) 評議員解任選任委員会
- (4) 評議員会

(役員等報酬及び費用弁償)

第2条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 役員等報酬（日当分）

理事会の出席	監査
3,000円 (所得税控除後の額を支給)	8,000円 (所得税控除後の額を支給)

(2) 旅費（費用弁償分）

範囲	会議等の出席・監査
那覇・南部圏域	1,000円
上記以外	1,500円

(出張旅費)

第3条 役員等が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める

「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

付 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。